

上田女子短期大学総合文化研究所 所報投稿規程

第一条 本規程は、上田女子短期大学総合文化研究所規程第三条の定める所報発行に関するものである。

第四条 投稿は一人一編とする。但し、共同執筆の場合は、個人執筆を含めて二編までとする。

第二条 上田女子短期大学総合文化研究所所報は、上田女子短期大学総合文化研究所（以下「総合文化研究所」という）

第五条 原稿の採否は、総合文化研究所運営委員会の決定による。

における研究活動の成果を発表するため、毎年一回以上発行する。

第六条 原稿の分量は、本文・図・注・参考文献等を含め四〇〇字詰原稿用紙三〇枚前後とする。

第七条 校正は、原則として執筆者自身が二回行う。

第三条 原稿投稿者は、本学専任教員、客員研究員とする。但し、下記の場合は総合文化研究所運営委員会の議を経て投稿できる。

第八条 抜刷は三〇部以内を無料とし、それ以上は執筆者負担とする。

第九条 本誌に掲載されるすべての論文等の著作権は本研究所に帰属する。

(一) 本学専任教員との共同研究者

(二) 非常勤講師（個人の研究によるもの）

第十条 本規程の改廃は、総合文化研究所運営委員会の議を経て行う。

(三) その他、総合文化研究所運営委員会において必要と認められた場合

(四) 投稿原稿は、論文、報告、研究ノートとする。内容は総合文化もしくは地域文化に関するものとし、いずれの場合も、原稿は他誌に未発表であることとする。

附則 本規程は、平成二六年四月一日より施行する。